

令和7年度

高度救命処置用資機材

(本署救急1号車)

仕 様 書

鶴 岡 市

1 目的

本仕様書は、鶴岡市（以下「当市」という。）が令和7年度に購入する高度救命処置用資機材（以下「本資機材」という。）の仕様について定める。

2 概要

本資機材は、高規格救急自動車（災害対応特殊救急車）に積載する資機材である。詳細については、別表のとおりとする。

3 適合法令等

本資機材は、高度な救急業務に対応することを目的とし、~~災害対応特殊救急自動車~~（緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に適合されたものであること。

(1)緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）

(2)緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（令和6年消防消第82号）

書式変更：フォント：MS 明朝

書式変更：フォント：MS 明朝

書式変更：フォント：MS 明朝

書式変更：フォント：MS 明朝

4 保証期間

保証期間は、各メーカーが定めた期間とする。ただし、設計不良、工作不良、材質不良に起因する故障・不具合の場合は保証期間後においても無償とし、修理又は交換等の改善策を施すものとする。

5 納入場所

鶴岡市美咲町36番1号 鶴岡市消防本部

6 納入期限

令和8年3月19日（木）までとする。

※納入期限に関わらず、納入可能となり次第、納入すること。

7 補則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項、疑義及び変更が生じた場合は、当市と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 本仕様書で指定した参考品型式以外（同等品以上）の資機材を納入する場合は、当市と協議し承認を得ること。
- (3) 製作の一部を他の業者に外注する場合は、本仕様書を満足するように当該業者を監督すること。
- (4) 本資機材を納入する際は、電池等を全て規定量まで満たし、点検整備を行い、安全に使用できる状態で納入すること。
- (5) 受注者は、納入時に当市の指定する日時、場所において専門技術員を派遣し、高度救命用資機材の点検、整備、使用方法について十分な説明を行うこと。